

研究活動の不正行為に関する調査結果について（概要）

杏 林 大 学

1. 経緯・概要

令和元年9月11日、本学研究推進センター宛てに本学総合政策学部所属教員が公表した特定の論文について研究不正が疑われるとの告発があった。これを受けて「杏林大学における研究活動の不正行為への対応に関する規程（以下、「不正行為対応規程」という。）」第11条に基づき、不正行為対応規程第3条に定める最高管理責任者は、不正行為対応規程第4条に定める統括管理責任者に予備調査の実施を指示した。これを受けて予備調査を同年10月10日に実施し、同日、不正行為対応規程第11条1項に基づき最高管理責任者へ予備調査結果を報告した。

予備調査の結果、不正行為の存在が疑われたため、最高管理責任者は、不正行為対応規程第12条1項に基づき、同年12月3日に本調査の実施を決定し、あわせて同年12月6日に研究不正調査委員会を設置した。

2. 調査

1) 研究不正調査委員会の構成

研究不正調査委員会は、不正行為対応規程第13条1項及び2項に基づき、以下の調査委員によって構成された。

大木 紫（研究推進センター長）
大川 昌利（総合政策学部長）
栗田 啓子（東京女子大学 教授）
礪波 亜希（筑波大学 准教授）
小島多香子（東京医科大学 准教授）
早野 貴文（セントラル法律事務所 弁護士）
荒木 利直（事務局長）
黒田 幸司（大学事務部長）

2) 調査内容

- ・調査期間 令和元年12月6日～令和2年1月30日
- ・調査対象者（被告発者）
本学総合政策学部 准教授（当時）
- ・調査対象行為：調査対象者の研究者としての基本的義務が遂行されているか否かを確認す

るため、調査対象行為として、調査対象者の本学着任後（平成 30 年 4 月 1 日以降）の業績たる論文 2 編を取り上げた。

①研究不正の疑義申し立てのあった論文（以下「調査対象論文①」といい、これの作成に係る行為を「調査対象行為①」という。）

②予備調査で研究不正の疑義が認知された未公表の論文（以下「調査対象論文②」といい、これの作成に係る行為を「調査対象行為②」という。）

・調査方法・手順

予備調査の内容と結果を確認し、調査対象者への事情聴取を行った。事情聴取における調査対象者の陳述を踏まえ、調査対象論文に係る調査対象者の行為が、研究者倫理に背馳する行為に足るか否か事実関係を精査した。

・研究不正調査委員会開催日（メール審議を含む。）

第 1 回開催日 令和元年 12 月 23 日（月）

内容：予備調査結果の精査及び調査対象者への事情聴取

第 2 回開催日 令和元年 12 月 27 日（金）＜メール審議＞

内容：発生要因及び再発防止策についての検討

第 3 回開催日 令和 2 年 1 月 10 日（金）＜メール審議＞

内容：不正行為対応規程第 2 条に相当する不正行為に該当するか精査・判定

4) 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

・結論

調査対象行為①は剽窃にあたり、研究者倫理の求める研究活動の公正さを保つ責務に背馳する不正行為であると認定した。（研究不正対応規程第 2 条）

調査対象行為②は、盗用（研究不正対応規程第 2 条 3 号）及び不適切なオーサーシップ（研究不正対応規程 2 条 5 号）にあたり、研究者倫理の求める研究活動の公正さを保つ責務に背馳する不正行為であると認定した。

調査対象行為①及び②は、何れも調査対象者が単独でなしたものであり、調査対象者以外にこれらの行為に関与した者は存しないと認定した。

・判断理由

調査対象行為①については、他者が執筆・公表した文章を適切な表示なく流用していることから、不正な行為（剽窃）であると判断した。研究不正対応規程 2 条 3 号の「盗用」が、「他の研究者…当該研究者」として、“研究者”の業績についてのものとされていることから、“研究者”による論考とは言い難いテキストの借用は、「盗用」とは言えないと判断したためである。「剽窃」は、研究不正対応規程第 2 条に言葉としてはないものの、そもそも同条の「盗用」等は不正行為の例示に過ぎず、それが「盗用」と同じく、研究不正対応規程 2 条の精神たる研究活動の公正さを保つべき責務（倫理）に反するものであることは明らかであるため、「剽窃」との表現をもって、今回の不正行為の態様とした。

調査対象行為②については、他の研究者が執筆・公表した論文を適切な表示なく流用して

いることから、不正な行為（盗用）であると認定した。また、文献をまとめた上で文章の作成を指示し、それを確認することなくそのまま投稿したことは、著者の4つの条件にあたる「論文投稿前の最終検討および承認」「研究の正確性や信憑性をしっかりと検討」「研究に関する全ての面で責任を持つことに合意」を履行しておらず、また論文作成に貢献した者の名前を謝辞に入れなかったことは研究成果のクレジットを適切に行っていたとは言えず、併せて不適切なオーサiershipと判断した。

○不正行為と認定した研究活動に対して支出された競争的資金等又は基盤的経費の額及びその用途

不正行為が認定された研究活動と直接的な関連性が認められる支出として、平成30年度に行った学会において、調査対象論文①を発表している。当該学会参加、及び会場到着までを含む旅費・宿泊費・日当の支出について、科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究課題から調査対象者に支払われていた。

(258,440円：平成30年度支出)

4. 本学がこれまでに行った措置

- ・令和元年12月3日、調査対象者が採択された公的資金（科研費）の一時的執行停止の措置を行った。
- ・令和2年1月30日、研究不正調査委員会調査結果を最高管理責任者に報告し、調査結果を告発者及び被告発者に通知した。
- ・令和2年3月5日、調査対象者に調査対象論文①の取下げを勧告した。
- ・令和2年3月5日、人事審議会を開催し、調査対象者への処分について審議を行った。その結果、同年3月11日、調査対象者に対して懲戒（論旨退職）処分の通知を行った。

5. 不正行為の発生要因と再発防止策

・発生要因

(1)調査対象者は責任ある研究行為・論文作成の際に遵守すべきルール等に関する理解・認識が極めて乏しく、研究倫理が欠如していた。調査対象者は、大学院在籍時に不正行為についての教育を受けており、杏林大学着任前に他大学で助教と非常勤講師を経験しているが、調査対象者への事情聴取を行ったところ、不正行為に対する認識が著しく乏しく、研究者としての常識が欠如していたと判断せざるを得ないことから、十分にこうした倫理観が培われたとはいえない。

(2)また杏林大学では、平成27年3月に制定・施行（平成28年9月改正）した「杏林大学における研究活動の不正行為への対応に関する規程」に基づき、研究倫理教育・研修会を定期的に開催するとともに、学外の競争的資金の申請・交付に当たっては、CITI JAPANのe-learning教材（現在のeAPRINイー・エイプリン）の受講を条件としてきた。調査対象者は平成30年8月25日にeAPRIN教材の履修を修了していた。しかし、結果的には充分浸透していなかったと言わざるを得ない。

(3)調査対象者は平成 30 年度に育児と介護を行っており、本学園に育児休職の取得を打診したが、本学園の規程により、職員は着任後 1 年を経過しないと育児休職の対象とならないため取得できなかった。更に、調査対象者が科学研究費助成事業に応募・採択されたことで、業績・実績を残さなければならないとのプレッシャーを感じ、また育児休職が取れなかったことで、科学研究費助成事業を中断することも出来なかった。本学では、育児・介護に直面する研究者を支援する研究支援員制度を設けており、調査対象者にも学生の研究支援員を配置したものの、十分な支援には至らなかった。更に、調査対象者の心理的負担を軽減するためメンターも配置したが、メンターとの関係が上手くいかず中止したことで、適切な研究活動を全うすることができなかったことも考え得る。

(4)調査対象論文①が掲載された本学紀要には投稿規程がなく、研究倫理に背馳していないかを確認するチェック機構が十分に働いていなかった。

・再発防止策

(1)杏林大学では、研究活動における不正行為が発生することのないよう、令和 2 年度以降相互に議論ができるワークショップを企画することで、研究者が弁えるべき基本的な注意義務の理解を徹底し、研究者が研究倫理に則った研究活動に取り組む姿勢を身につけるようにすることとした。

(2)APRIN による e-learning の受講管理及び研究倫理教育を継続的に行い、令和 2 年度以降実施する科研費執行及び申請についての説明会において、コンプライアンス向上に資する内容について、より具体的な事例を挙げ、研究不正にあたる行為について周知を徹底することを全学的に取り組んでいく。

(3)若手研究者、特に論文執筆に関するキャリアの浅い研究者を対象に、研究倫理及び出版倫理に関する理解を深める施策を検討していくとともに、経験豊富な研究者の指導・助言を受けられることのできるメンター制度の導入や研究分野が近い研究者間の交流を活性化させる small group 活動を今以上に周知・広報するため、活動成果を積極的に公表することで促進する。また研究支援員の配置について、研究推進委員会の審査を加え、適切な配置が行える仕組みを取り入れる等、令和 2 年度内に研究環境の整備を行う。

(4)杏林大学が発行する紀要の発行に際して、出版倫理に背馳していないかを確認する観点から、令和 2 年度内に投稿規程の策定、また論文剽窃チェックツールの導入等査読体制の強化を図る。